

海士町告示第13号

しゃばらんかい補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和6年4月1日

海士町長 大江 和彦

しゃばらんかい補助金交付要綱の一部を改正する告示

しゃばらんかい補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(目的)

第3条 補助金の対象経費並びに助成金額については、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

- ア 事業を実施するための直接必要なアルバイト等の経費
- イ 講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
- ウ 事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
- エ 事業に直接必要な消耗品等の購入費
- オ 賞品や景品等、事業に間接的に必要な消耗品等の購入費
(目安は参加者1人あたり概ね1000円までとする)
- カ ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
- キ 郵送料、宅配便代など
- ク 会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
- ケ 実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌等で広告するための費用
- コ 小額かつ上記経費項目に含めることが出来ない諸経費

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

令和 6 年 4 月 1 日
海士町告示第 13 号

しゃばらんかい補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町が交付するしゃばらんかい補助金については、海士町補助金等交付規則（昭和 41 年海士町規則第 12 号（以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、海士町創生総合戦略人口ビジョンに基づくもの、もしくは海士町エンジン全開計画に掲載されている事業に基づき行う補助事業者等に町は補助金を交付し、事業の推進を図ることを目的とする。

(補助金の対象経費並びに助成金額)

(1) 補助対象経費

- ア 事業を実施するための直接必要なアルバイト等の経費
- イ 講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
- ウ 事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
- エ 事業に直接必要な消耗品等の購入費
- オ 賞品や景品等、事業に間接的に必要な消耗品等の購入費
(目安は参加者 1 人あたり概ね 1000 円までとする)
- カ ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
- キ 郵送料、宅配便代など
- ク 会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
- ケ 実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌等で広告するための費用
- コ 小額かつ上記経費項目に含めることが出来ない諸経費

(2) 補助金助成金額

予算の範囲内において必要と認める額

(補助金交付申請)

第 4 条 補助事業者等が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条の規定により、様式第 1 号に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第 5 条 補助事業者は規則第 7 条の規定により、補助事業費に変更が生じたときは様式第 2 号を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、交付申請のあった補助金について、予算の範囲内において必要と認め

る額を交付申請者に交付する。

2 町長は、前項の額を決定したときは、様式第5号を交付申請者に通知するものとする。
(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付請求は、補助金の交付決定がなされた後、様式第3号により請求する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から20日以内、または翌年度の5月31日までのいずれか早い日までに、様式第4号に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後3年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による報告があつた場合において適当と認めるときは、補助金の額を確定し、様式第6号を交付する。

2 補助金の交付については、事業完了後に交付することを原則とするが、町長が必要と認めた場合は概算払いができるものとする。

(交付の取消し等)

第11条 町長は、交付の決定を受けた補助事業者等が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) この要綱の規定に違反したとき

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

第四次海士町総合振興計画事業補助金要綱(平成24年海士町教育委員会告示第1号)は、廃止する。